【規程番号　行法Ｖ－008】

介護に係る勤務時間の短縮に関する内規

（趣　旨）

第１条　行吉学園介護休業等規程（以下「介護休業規程」という。）第 10 条に規定する介護に係る勤務時間の短縮に関して、以下のとおり内規を定める。

（対象者）

第２条　本内規を適用する対象者は、介護休業規程第２条に規定する要介護状態にある家族を介護する教職員とする。

２　前項の規定にかかわらず、死亡等の理由により本内規による勤務時間短縮申出に係る家族を介護しないこととなった場合及び労使協定により除外された以下の教職員は本内規の対象者としない。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（勤務時間短縮期間及び申出）

第３条　対象者は、対象家族１人につき、３年の範囲内（介護に係る勤務時間の短縮開始予定日から起算して３年を経過する日までをいう。）で２回を限度として、本内規の適用を受けることができる。

２　勤務時間の短縮は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮開始予定日の２週間前までに介護短時間勤務申出書により申出なければならない。

３　申出書が提出されたときは、学園は申出者に対して介護短時間勤務取扱通知書を交付する。

（適用手続）

第４条　本内規の適用手続については、介護休業規程第３条から第６条を準用する。

（短縮時間）

第５条　介護に係る勤務時間の短縮は１日につき１時間又は２時間とする。

（短縮期間中の給与）

第６条　介護に係る勤務時間の短縮期間中の給与、賞与は下記のとおりとする。

（1）勤務時間短縮が１日につき１時間のとき

ア　給与は基本給の１／所定労働時間を減給する。

なお、勤務時間短縮開始月及び終了月については、下記の算式により基本給を減給する。

基本給減給額＝基本給×勤務時間を短縮した日数÷出勤すべき日×１／所定労働時間

イ　賞与については、勤務時間短縮期間中の総短縮時間を日数に換算し、それを欠勤日に加算する。

(2) 勤務時間短縮が１日につき２時間のとき

ア　給与は基本給の２／所定労働時間を減給する。

なお、勤務時間短縮開始月及び終了月については、下記の算式により基本給を減給する。

基本給減給額＝基本給×勤務時間を短縮した日数÷出勤すべき日×２／所定労働時間

イ　賞与については、勤務時間短縮期間中の総短縮時間を日数に換算し、それを欠勤日に加算する。

附　則

この内規は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。